

## ラクイラ地震裁判に対して公表された声明と，3項目の異なる視点からの提案 Statements against the L'Aquila trial and three proposals from a different standpoint

山科 健一郎<sup>1\*</sup>

Ken'ichiro Yamashina<sup>1\*</sup>

<sup>1</sup> 元東京大学地震研究所

<sup>1</sup>formaly Earthquake Research Institute, University of Tokyo

2009年4月6日にイタリア中部のラクイラ付近で起きた地震では，多くの建物が倒壊して人命が失われた．この地震に先立つ対応を訴追された政府大規模災害検討委員会の2009年3月31日の会議出席者に対して，2012年10月に重罰を科した判決がラクイラ裁判所から示された．これに対して，被告2名を出したINGV（イタリア国立地球物理学火山学研究所）を初めとして，地震学に関連する国際機関や各国の学術団体が相次いで声明を公表した．裁判の最終的な結論は今後の上級審の判断に委ねられることになるが，一連の経過は，科学史の上でも記録に留められる事案になるに違いない．ここでは，日本地震学会を初め，国際地震工学会（IAEE），英国学士院と米国科学アカデミー，米国地震学会（SSA），日本地震工学会，日本地質学会，国際地震学地球内部物理学協会（IASPEI）など，各団体の声明を概観し，少なからず違和感を覚える筆者の考えを提示してみたい．

声明のいくつかは，科学者には研究や発言の自由があることを強調し，有罪の対象となることはなじまないとした．また，ほとんどは有罪の判断を下したイタリアの司法界に対する非難または呼びかけの形をとっているが，間接的に，類が自らに及ばないことを求めている面があると受け取られる．その中で，日本地震学会の声明は，直接的に日本の社会に対して防災行政に関与する科学者の免責を訴えるものであった．しかしいずれの場合も，内容の如何にかかわらず科学者が治外法権的な特権を享受することを要望しているとしたら，それが社会から受け容れられるものなのか，歴史的な批判に耐える内容なのか，疑問が大きい．また，矢面に立たされているINGVの発言はさておき，免責の特権が与えられなければ行政に協力する科学者はいない，と受け取られる，あるいは突き詰めるとそうなりかねない声明の文面は，各団体の構成員がその言葉通りであるとするのなら，寂しさを感じる．

科学者や防災担当者が今回の事例のような罪に問われる事態を招かない，あるいはもっと根源的には，回避可能な災害をそもそも生じさせないか少しでも被害を減らすためには，自ら免責の特権を主張することではなく，次の3点を自身と社会に呼びかけることが重要ではないか，と筆者は考えている．

（1）科学者は，科学的知見や科学的に下した判断を正確に伝えることにいっそう留意すること，特に，断定できない事項については，その旨を表明する必要があること（2）はっきりとは結論できない事項が少なくないことを社会も理解してほしいこと，願わくば，確率的な表現を受け入れる風土が広まってほしいこと（3）報道機関も，白か黒かの択一を必要以上に迫ることなく，また，当局や特定の見方のみを一方的に取り上げるのではなく，必要に応じて，異なる見解に配慮することにいっそう留意してほしいこと．

キーワード: ラクイラ地震, ラクイラ裁判所, 声明, 免責, 断定できない事項, 確率

Keywords: L'Aquila earthquake, L'Aquila court, statement, exemption from responsibility, subjects not to be judged conclusively, probability